

「シルバーマーク」及び「シルバーくん」の商標使用及び著作物利用に関する要綱

令和5年3月27日 4 東し総総第3499号

（目的）

第1条 公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）は、シルバー人材センターで働く高齢者が広く連携し、共に働き、共に助け合うことで会員相互の連帯感を強め、活力ある地域社会の実現を目指すため、ロゴマークとして「シルバーマーク」（以下、「本件ロゴマーク」という。）を、イメージキャラクターとして「シルバーくん」（以下、「本件キャラクター」という。）を制作したものである。

この要綱は、シルバー人材センター事業の取組みの周知、発信に寄与するとともに、財団の利益損失防止を図ることを目的に、本件ロゴマーク及び本件キャラクターに関する商標及び著作物を管理するために必要な事項を定めるものとする。

（商標及び著作物）

第2条 この要綱において管理する、本件ロゴマークに関する商標は、登録第5262049号及び登録第5591593号の商標（以下、「本件商標1」という。）であり、本件キャラクターに関する商標は、登録第5591592号の商標（以下、「本件商標2」という。）であって、それぞれ別紙1に示すものである。

2 この要綱において管理する、本件キャラクターに関する著作物は、本件商標2のイラストに係る著作物、別紙2に示すイラストに係る著作物、及び本件商標2のイラスト又は別紙2に示すイラストに描かれた本件キャラクターの表情、姿勢、色彩、又は服装等を変更することにより創作したもので、本件商標2のイラスト又は別紙2に示すイラストの本質的特徴を直接感得できる一切の著作物（以下、「本件著作物」という。）である。

（商標使用及び著作物利用）

第3条 財団理事長（以下、「理事長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標1及び本件商標2（以下、総称して「本件商標」という。）を使用させ、本件著作物を利用させることができる。

- （1）国又は東京都等の地方公共団体が公共用に使用又は利用する場合
- （2）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第二項に規定するシルバー人材センターが、公益活動として使用又は利用する場合
- （3）その他、理事長が使用又は利用することを認める場合

（使用許可及び利用許可）

第4条 本件商標を使用しようとする者、又は本件著作物を利用しようとする者（以下、単に「申請者」という。）は、あらかじめ「シルバーマーク」及び「シルバーくん」に関する

商標使用及び著作物利用の許可申請書（様式1号、以下「許可申請書」という。）を必要書類とともに提出する方法により、理事長に申請し、理事長による本件商標の使用許可及び本件著作物の利用許可（以下、単に「許可」という。）を得なければならない。なお、許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

- 2 使用許可申請及び利用許可申請（以下、単に「許可申請」という。）にあたり、理事長が必要であると判断したときは、申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 理事長は、許可を与える場合において、条件を付することができる。
- 4 理事長は、許可を与えた場合は、申請者に対し、「登録商標の有償使用及び著作物の有償利用許可通知書」（様式2号）又は「登録商標の無償使用及び著作物の無償利用許可通知書」（様式3号）を交付する方法により通知するものとする。
- 5 本件商標の無償使用及び本件著作物の無償利用の許可（以下、「無償許可」という。）は、前項の通知により、その効力が生ずる。また、本件商標の有償使用及び本件著作物の有償利用の許可（以下、「有償許可」という。）は、財団と使用申請者との間で、別途「商標通常使用権許諾及び著作物利用許諾に関する契約書」に係る契約（以下、「別途契約」という。）を締結したときに、その効力が生ずる。

（許可の制限）

第5条 理事長は、前条の規定にかかわらず、申請者による本件商標の使用又は本件著作物の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その許可を与えないものとする。

- （1）本件商標の使用によって商品又は役務の出所につき誤認又は混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- （2）本件ロゴマーク又は本件キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- （3）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用又は利用が認められる場合
- （4）申請者が暴力団等反社会的勢力（（申請者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ等）であるとき、又は関係をもっているとき
- （5）特定の個人又は団体を支援しているような誤解を与える恐れがある場合
- （6）不当な利益を得るために使用又は利用される恐れがある場合
- （7）法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- （8）財団の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （9）本件商標又は本件著作物の著しい改変を行う場合
- （10）この要綱の規定に従わない恐れがある場合
- （11）その他、理事長が本件商標の使用又は本件著作物の利用が適当でないと認める場合

- 2 理事長は、前項の規定により許可を与えない場合は、「登録商標の使用及び著作物の利用不許可通知書」（様式4号）を交付する方法により申請者へ通知するものとする。

（ライセンス料）

第6条 有償許可の場合におけるライセンス料は、原則、理事長が別途定める金額とする。

2 第3条第1項第1号及び第2号に該当する場合、又は、その他公益上の観点から、理事長が適当であると認める場合においては、許可の対価を無償とする。

(許可期間)

第7条 許可の期間は、理事長が許可を通知した日（有償許可の場合は別途契約を締結した日）から当該日の属する年度の末日までとする。

2 許可の期間終了の3ヶ月前までに、理事長より許可を受けた者（以下、「被許可者」という。）に対し許可更新しない旨の書面による通知がなされない限り、許可の期間は、同一の条件で自動的に1年間延長され、その後も同様とする。なお、理事長は必要に応じて許可の期間を短縮することができる。

(被許可者の遵守事項)

第8条 被許可者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第1条に規定する目的に留意し、本件商標の使用及び本件著作物の利用がその趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

(2) 本件商標の使用及び本件著作物の利用にあたっては、許可（第4条第1項に基づき許可を受けた事項を変更する許可があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。

(3) 許可を受けた権利を第三者に譲渡、承継又は担保に供さないこと。

(4) 第三者に本件商標を使用し又は本件著作物を利用する商品、配布物等（以下、「ライセンス商品等」という。）の製造等を委託する場合は、その委託先に対し、委託する数量以上の製造等を行わないように義務付けるなど、自己が許可を受けた内容を遵守させること。

(5) その他各種の法令を遵守すること。

(許可の取消し)

第9条 財団は、被許可者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

(1) 被許可者が許可申請書に記載した内容に虚偽のあることが判明した場合

(2) 被許可者による本件商標の使用又は本件著作物の利用が第5条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合

(3) 第8条の規定に違反した場合

(4) その他、許可の取り消しが相当と認められる事由があると理事長が判断した場合

2 理事長は、被許可者が前項の規定により許可を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により許可を取り消したときは、既納のライセンス料は返還しない。

4 理事長は、第1項の規定により許可の取消しを行った場合は、取消し通知書を交付する方法により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

5 許可の取消しを受けた者は、許可取消しの日から本件商標を使用すること、及び本件著

作物を利用することができない。

- 6 理事長は、許可の取消しを受けた者に対して、ライセンス商品等の販売、配布及び掲示等を停止し、これを破棄する措置を請求することができる。

(賠償責任等)

第10条 財団は、本件商標の使用又は本件著作物の利用に起因し被許可者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

- 2 被許可者は、ライセンス商品等に関して、第三者から苦情、対価の請求、損害賠償請求等（以下、総称して「紛争等」という。）がなされた場合、自己の責任と費用において紛争等を対処、解決するものとし、財団に対して一切の迷惑及び損害をかけないものとする。この場合、被許可者は、紛争等の対処方法及び解決方法の決定において財団と事前に合意のうえ対応にあたるものとし、その進捗状況を財団に連絡するものとする。

- 3 被許可者は、本件商標の使用又は本件著作物の利用に際して故意又は過失により財団に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を財団に賠償しなければならない。

- 4 理事長は、前二項の規定に違反する被許可者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第11条 理事長は、本件商標及び本件著作物の適正な管理と、本件商標の使用及び本件著作物の利用の促進を図る観点から、許可の状況及び許可の取消し状況について、広く一般に対して情報を公開することができる。

(個人情報の取扱い)

第12条 財団は、許可にあたり取得した申請者の個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「東京しごと財団 個人情報の保護に関する規程」(平成4年12月18日規程第9号)及び関係法令を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(専属的合意管轄)

第13条 この要綱に関連して生じた紛争については、東京簡易裁判所及び東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

(別途契約の優先適用)

第14条 有償許可の場合において、別途契約の内容が本要綱の内容と異なるときは、別途契約の内容が優先的に適用される。

(要綱の改定)

第15条 理事長は、本要綱の一部又は全部をいつでも改定することができる。改定後の要綱は、財団のホームページへの掲載時に、その変更の効力が生ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。